

2026 東北660選手権 HA36カップ

大会規則書

本大会はサーキット走行のルールとマナーを厳守し、安全性と公平性を最優先させたうえでレースの楽しさを味わい、ドライビングテクニックの向上を図ります。同時に明るいスポーツマンシップを養成し、健全な交通社会人を育成するとともに、モータースポーツ人口の拡大を目指して開催します。

■ 第1条 大会名称および主催者

大会名称：東北660選手権 HA36カップ

主催者：東北660選手権 大会事務局

■ 第2条 開催場所

1. スポーツランドSUGO

宮城県柴田郡村田町菅生6-1 (<http://www.sportsland-sugo.co.jp/>)

2. エビスサーキット

福島県二本松沢松倉1番地 (<http://www.EBISU-CIRCUIT.com>)

■ 第3条 開催日

第1戦：4月5日（日）スポーツランドSUGO

第2戦：5月24日（日）エビスサーキット東コース

第3戦：11月22日（日）エビスサーキット西コース

■ 第4条 参加申込

1. 受付期間

第1戦：3月9日（月）～3月20日（金）

第2戦：4月27日（月）～5月8日（金）

第3戦：10月26日（月）～11月6日（金）

2. 申込方法

(1) スポーツランドSUGO 開催分

- ① 参加申込書および車両申告書に必要事項を記入して事務局へ郵送し、参加費は現金書留または郵便振替にて支払う。郵便振替の場合は払込請求書兼受領証のコピーを同封にて申込用紙を郵送。書類と参加費の双方が揃った時点で正式受理とする。

・スポーツランドSUGO 開催分の申込先

〒989-1394 宮城県柴田郡村田町菅生6-1

スポーツランドSUGO内 東北660選手権事務局

◆郵便振替指定口座：口座番号 02280-3-455

加入者名：SUGOスポーツクラブ

※ 郵便振替記入用紙通信欄には必ず「参加イベント名・開催日・参加クラス」を記入すること。

- ② ウェブからの場合はスポーツランドSUGOのウェブサイトから東北660シリーズ専用ページに入り、エントリーフォームに必要事項を入力したうえ参加費を支払う。支払いはクレジットカード、コンビニエンスストア（エントリー後3日以内）を選択できる。

(2) エビスサーキット開催分

参加申込書および車両申告書に必要事項を記入して事務局へFAXまたはメールで送付し、参加費は銀行振込にて支払う。競技当日は参加申込書と車両申告書の原本を必ず持参すること。書類と参加費の双方が揃った時点で正式受理とする。なおエントリー状況は公式ウェブサイトで知らせるものとし、参加受理書などの送付は行わない。入場の際はゲートでゼッケン番号を申告する。

・エビスサーキット開催分の申込先

〒989-2431 宮城県岩沼市相の原1-4-15

東北660 選手権 大会事務局

杜の都信用金庫 卸町支店 普通 3069870 佐藤圭(サウ ケイ)

FAX：050-3174-1891 e-mail：info@mavericks.jp

3. 参加料金

SUGO：会員価格：23,000円（SSCM会員）

一般価格：27,000

エビスサーキット：22,600円

※ いったん受領した参加料金は、いかなる理由があっても返還できない。

※ 電話／FAX／メールのみによる参加申込は認めない。

※ 緊急連絡先が血縁者でない場合は親族に連絡が取れる人物とすること。

■ 第5条 競技

1. 参加受付台数

全クラス合計 最大30台（先着順）+主催者が認めた台数

2. 大会内容

スタンディングスタートによるレース

公式練習／20～30分、公式予選／20～30分、

決勝 SUGO／8周 エビス／10周

■ 第6条 ドライバーの参加資格

1. 4輪運転免許証を所持し、心身ともに健康である者。

全ての参加者はサーキットを走行する、又はサーキット施設を利用するにふさわしい技量と知識、マナーを有することを前提とする。サーキット施設管理者によってその参加者の走行が危険、またはその他の理由で施設利用方法が好ましくないと判断された際には、サーキットの走行及び施設利用を拒否される場合がある。

また、いわゆる反社会的勢力集団・団体、またはそれらに準ずるものも含め、これらに該当する、または関係している者は参加出来ない。後にこの事が判明した場合でも、施設管理者からその参加者（同伴者含む）に対し、何等の通知催告をする事なく、直ちに参加拒否をする場合がある。

2. ドライバー変更は参加受付時までに事務局へ申し出た場合のみ許される。

3. ドライバー名はフルネームの本名を使うことを原則とする。ただし正式な本名が安易に類推（漢字をひらがなに直すなど）され、事務局が認めた場合のみ本名以外のドライバー名を使うことができる。また数字や記号の使用はすべて認められない。なおシーズン途中でドライバー名が変更されたときは、それまでのシリーズポイントはすべて消滅する。

■ 第7条 参加車両

1. HA36S/Vアルトで自然吸気エンジンを搭載した車両。車検の取得有無は問わないが、車検を取得していない車両であっても以下の車両規則に従い、公道を走行できる状態と同等な仕様でなければならない。
2. カテゴリー
1クラス (MT)
2クラス (AGS & CVT)
3. 車両規則
別紙の「車両規則書」を参照。

■ 第8条 ドライバーの装備

1. 全クラス
難燃素材のレーシングスーツかドライビングスーツ (FIA規格は不問)
半キャップ以外のヘルメット／グローブ／シューズ
2. 全クラスともジェット式ヘルメットを装着する場合は、hansとの併用を義務とする。hansは安全かつ確実な方法で装着すること。
※hansなど頸部保護用具の使用を強く推奨する。
3. 以上の装備はすべてのサーキット、すべての走行枠において必ず使用すること。もし不使用が発覚すれば失格など重大なペナルティが与えられる。

■ 第9条 ゼッケン

ゼッケンは1シーズンを通した固定制とする。番号は0を除く1～3桁の数字から選び、シーズン前は事務局が指定した期間、もしくはシーズン最初の参加申込時に第1～第3希望までを記入し、先着順で大会事務局により決定する。

ゼッケンは大会事務局が3,000円で製作する。そのシーズンに初参戦の際は参加料金にゼッケン製作料の3,000円を足して入金すること。ゼッケンはラミネート処理した状態でレース日に配布し、その後の管理は参加者が各自で行なうものとする。当該シーズンの終了後に事務局へ返還する必要はない。

ゼッケンは左右ドアに貼り付けを義務づけ、ボンネット上面／ルーフ中央／リヤの3カ所への貼り付けも推奨する。ゼッケン番号の判読が困難なときは修正を命じられ、従わない場合はタイム測定を拒否されることがある。

ステッカーなどと組み合わせることは認められるが、定められたサイズのベースにはゼッケン番号しか記載してはならず、また番号を判読する障害になる貼り方は認められない。

ゼッケンは1年ごとにデザインやスポンサーロゴが改められる。必ず当該年のゼッケンデータを使用し、古いゼッケンを使用しての参加は認められない。ゼッケンを持参しない場合は当日に3,000円を支払い、後日に製作し参加者へ送付する。その際の送料は参加者の負担とする。

■ 第10条 参加受付・車両検査・ブリーフィング

1. 参加受付

参加者はタイムスケジュールに示された時間に下記のものをすべて提示のうえ、参加確認を受けなければ出走することができない。

・参加受理書 ・運転免許証 ・自動計測用発信機借用誓約書

※ 健康保険証も持参することを推奨する。

2. 車両検査

すべての参加車両はタイムスケジュールに示された時間に必ず車両検査を受け、合格しなければならない。車両検査は出走可能な状態であり、ゼッケンとトランスポンダーを取り付けた状態で受けること。なお主催者は必要に応じ、随時車検を行なうことができるものとする。

3. 車両の変更

大会に出場する車両の変更は、参加受付期間内に大会事務局に申し出た場合のみ許可される。当日になってからのクラスの変更は原則として認めない。ただし車両やドライバーの状態によりクラス変更を指示する場合がある。その際、獲得したポイントは変更後のクラスに与えられる。

4. ドライバーズブリーフィング

ドライバーは定められた時間にミーティングに出席しなければならない。なお遅刻や欠席した場合はペナルティを与える場合がある。

■ 第11条 公式練習・公式予選・決勝レース

1. 公式練習・公式予選

公式練習への出走は任意であるが、公式予選には必ず出走し、ラップタイムの計時を受けなければならない。何らかの理由により計時を受ける

ことができなかった場合は、予選結果の発表後に大会事務局まで決勝出走願を提出すれば決勝レースへの出走を認められる場合がある。決勝出走願を提出したドライバーが複数の場合、そのグリッドは決勝出走願を大会事務局に提出した順番による。

2. 決勝レース

決勝レースは、各大会エントリー台数に応じ、以下【A】・【B】のいずれかの方式より大会事務局が決定し、参加受理書にて告知される。当該大会参加者はこの決定に従わなければならない。

※事務局の判断によりレース当日に変更される可能性がある。

■ 第12条 スターティンググリッドおよびスタート手順

1. グリッド

- (1) グリッドはレコードライン側から予戦中のベストタイム順の2列とする。複数車両が同一タイムを達成した場合は、先に達成した車両が優先する。
- (2) スタート方法はレッドシグナル滅灯によるスタンディングスタート。
- (3) スターティンググリッドにつくことができなかった車両が出た場合、グリッド表が発表される以前の場合のみグリッドは詰めるものとする。
- (4) スタートの際、ピット出口は閉鎖される。ピットに残っている車両はスタート後、全車がピット出口を通過するまでスタートは許可されない。
- (5) スタートだけに限らず、エンジンの押しがけを行ってはならない。

2. スタート手順

- (1) スタート進行では、スタートまで5分前／3分前／1分前／30秒前のボードが警告音とともに表示される。スタート1分前まではエンジンを停止。
- (2) 5分前ボードが提示された後の車両のグリッドへの進入は禁止され、グリッド上での作業もすべて禁止される。ピットに残っている車両は、ピットからスタートすることが認められる。またメカニック以外の者は、速やかにグリッド上から退去すること。

- (3) 3分前ボードが提示された後、オフィシャル、ドライバー以外の全員はグリッド上およびサインガードから退去すること。サインガードは正式スタート後、全車が第1コーナーを通過するまで立入禁止とする。
- (4) 1分前ボードが提示された後、ドライバーはエンジンを始動させること。
- (5) 30秒前ボードが提示された後、グリーンフラッグが提示され、セーフティーカー先導によるフォーメーションラップがスタートする。なおフォーメーションラップ中は追い越し禁止で、一定の速度で各々のポジションを保ったまま1周し、再びグリッドに着いてからレッドシグナル滅灯でレースが開始される。
- (6) 何らかの理由でスタートが不可能と判断した場合は、シグナルタワー上で赤旗を掲示し、スタートを延期する。この場合、競技車両は低速で1周し元のグリッドに着くこと。再スタートはフォーメーション開始3分前から進行する。
- (7) トラブル等により、スタート(発進)できないドライバーは窓から手を高く上げ、スタート不可能であることを後続車両およびオフィシャルに伝えること。
- (8) フォーメーションラップのスタートに遅れたり、フォーメーションラップ中のスピンなどで遅れた場合、元のポジションに戻ることはできない。最後尾からスタート、またはピットに入りピットスタートすること。

■ 第13条 ペナルティ・オレンジボール

- 1. 反則スタートや黄旗追い越しなどの違反者に対し、黒旗と当該車両のゼッケンがメインポスト下で提示される。この場合、当該車両はピットに入り、オフィシャルの指示に従い指定されたエリアに停止すること。違反の軽重により原則としてペナルティストップが科せられる。ペナルティストップ終了後はレースに復帰できる。ペナルティストップ時のピットインを利用しピット作業を行なうことはできないが、エンジンをストールさせ再始動できない場合はバッテリー交換など最小限の作業のみ認める。
- 2. ペナルティの黒旗を3周以上無視して走行を続けた場合は、当該車両の黒旗を解除し、周回数減算や失格などのペナルティに切り替えられる。

3. オレンジボール、黒旗などがメインポスト下において掲示された車両のチーム関係者は、同時にピットサインなどでドライバーに知らせること。

■ 第14条 ピット・ピットロード・サインエリア

1. ピットは常に清潔に保ち、使用後は必ず清掃すること。
2. ピットでのタコ足配線や無理な電源の確保は、火災や不慮の事故などにつながる恐れがあるので絶対に行なわないこと。
3. ピット割り当て表が配布された場合は、原則として指定されたピットNo.を使用しなければならない。なお変更・交換を希望する場合は各チームで交渉後、大会事務局に申し出ること。
4. ピットサインを出すためサインガードに出入りする際は最短距離を横断し、ピットインおよびピットアウト車両に十分注意すること。またピット作業エリアとサインガードには、18歳未満の者が立ち入ることは一切できないものとし、当該ピットはチームスタッフ全員が責任をもって管理する。
5. 決勝中の燃料補給は禁止とする。
6. 決勝がスタートしてからチェッカーフラッグが振られるまでにパドック（ピット内も含む）に乗り入れた場合、リタイアしたものとみなされ、再度コースへ復帰することは認められない。
7. ピットロードは安全のためスポーツランドSUGOIは60km/h以下、エビスサーキットは40km/h以下で走行すること。
8. サインガードでの傘の使用や飲食はすべて禁止とする。
9. ピットおよびパドックでは、火気を用いた調理はすべて禁止とする。電気式の調理器の使用は認められる。その場合の電源は各自で持参すること。

■ 第15条 走行中の厳守事項

1. コースはピットロードを含め、いかなる場合でも逆走してはならない。
2. セーフティネットを取り付けていない車両は、運転席側の窓を開けて走行してはならない。
3. ピットロードでのバックギヤの使用を禁止する。バックする場合は、エンジンを停止して手押しすること。

4. 走行中、ドライバーが故意に他の走行を妨害してはならない。また明らかに重大な事故の発生が予測できる行為を行ってはならない。
5. 走行中にコースアウトし、コースに復帰する場合は後方をよく確認し、後続車の走行を妨げないタイミングで復帰しなければならない。また車両チェックのため、しばらくグリーン上を走行してからコースに戻ることに。

■ 第16条 リタイア

1. ピットでのリタイア

イベント中、事故あるいは車両の故障などで、走行の権利を放棄(リタイア)する場合は原則としてピットに停止し、必ずオフィシャルまたは事務局に届けるものとする。また、パドックに出た車両はリタイアとする。

2. コース上でのリタイア

コースにおいて車両が動かなかった為にリタイアする場合は、安全な場所に停止した後、その地点から最も近いポストにいるコースオフィシャルにその旨を届けなければならない。また、レッカー車などの補助(オフィシャルの補助も含む)を受けてのコース復帰は不可とする。

3. 意思表示

オフィシャルに届け出る前に、ヘルメットを脱ぐなどの行為でその意思を表明することがドライバーとしての義務であるが、負傷その他の理由で意思の表明ができない状況にあつては、オフィシャルの判定に委ねる。一般的には車両を放棄した場合リタイアとみなされる。

■ 第17条 決勝の中断と再開

① 赤旗によるレースの中断(緊急停止)

1. 事故等によりコースをクローズせざるを得ない状況が発生した場合、コントロールライン及び全ポストから赤旗を提示し、決勝レースを一時中断する場合がある。
2. この時、走行していた車両及びドライバーは追越を禁止(競技中立)してスピードを徐行レベルまで落とし、ピットには戻らず各コースの赤旗ラインまで進み、そこで係員の指示に従い整列停止する事。

赤旗ラインは以下の場所とする。

- ・ スポーツランドSUGO：1コーナー手前約150m看板の付近
- ・ エビスサーキット：ピットレーンに入り係員の指示に従い停車

※この時、計測はすでに打ち切られていて、順位はレース中断の合図が出された時点で先頭車両が完了した周回の1周前の周回完了時点の順位とする。

※また赤旗提示の場合は、コース上に救急車や他の車両、または競技役員が出ている、コースの一部が完全に塞がれている、コース内での高速走行が危険な状態などになっている、などの事態を了解しなくてはならない。

② レースの中断及び再スタート（赤旗後の手順）

レースの中断の場合、その後の手順はレース中断の合図が出される直前に、先頭車両が何周回終了していたかによって次のとおり決定される。

ケースA：2周末満

ケースB：2周以上、レース距離の75%未満（小数点以下切り上げ）

ケースC：レース距離の75%以上（小数点以下切り上げ）

③ レース再開の手順

1. ケースAの場合

- (1) 当初のスタートは無効とみなされ、スタートに参加したすべてのドライバーがもとの車両で再スタートに参加できる。
- (2) ただし再スタートに適格であることが確認されたものに限られる。
- (3) 再スタートできない車両のグリッドは空席のままとする。
- (4) すべての車両は作業を行うことができる。（燃料補給はできない）
- (5) レース距離は3周減算される。
- (6) ドライバー変更は一切許されない。

2. ケースBの場合

- (1) 競技は2つのパートに分けられるとみなされ、順位は各々のパートで達成された周回数を合算し、同一周回の場合は最終パートの順位により決定される。
- (2) 第1パート（すでに行われたレースの部分）の順位は、レース中断の合図が出た時点で先頭車両が完了した周回の1周前の周回完了時点の順位とする。

- (3) 第2パートのレース距離はレーススタート時点の第1パートのレース距離および3周を差し引いた周回数または事務局の決定による。
- (4) 第2パートのグリッドは、第1パート終了時の車両の順位により配列される。再スタートできない車両がある場合、空いたグリッドはそのままとする。
- (5) この場合の再スタートに参加できるのは次の各項を満たすものに限られる。

- a. 最初のスタートに参加した車両であること。
- b. レースが中止された時点において正式にリタイアしていないこと。
- c. 規定のルートを通して自力で赤旗ラインに戻ることができたもの。
- d. 技術委員による再スタート（再車検に合格）が認められたもの。

- (6) ピットで作業中の競技車両は、赤旗が表示された時点においてもすべての作業を継続することができる。

※赤旗ラインに停車中の車両は、赤旗ラインが解除され、第2パートの自己のグリッドについた時点からスタート5分前のボードが表示されるまでの間、下記を除き作業が許される。

- ・ 給油（すべての液体の補給）
- ・ タイヤ交換（大会事務局の指示がある場合を除く）

- (7) 同日に再スタートが不可能な場合には他日に延期されるかまたは場合によってはレースが成立したものとみなされる。

3. ケースCの場合

- (1) レースは完了したものとみなされ、競技車両は車両保管場所に移動する。
- (2) 順位はレース中断の合図が出された時点で先頭車両が走行していた周回の2周前の周回完了時点の順位に従って決定される。

④赤旗提示後の再スタート

ケースA及びケースBの再スタート進行は以下のとおり行なう。

- (1) 中断の合図が出されてから10分後にピットロード出口が閉鎖され、それ以降はピットスタートとする。
- (2) 中断の合図が出されてから 15 分後にスタート 5 分前のボードを表示してグリッド閉鎖し、通常のスタート手順を再開する。ただし、大会事務局が保安上必要と認めた場合のみ、スタート時間を遅らせる場合がある。またスタート態勢が早期にとれると判断された場合は、放送アナウンス等によ

り、スタート手順を短縮する場合がある。

(3)再スタートの方式はローリングスタートとする。手順は以下を参照。

●ローリングスタートの進行手順

スタンディングスタート手順のフォーメーションラップ開始5分前から1分前までの手順は同様とし、フォーメーションラップスタート30秒前の表示から以下に従う。尚、大会事務局がスタート手順を短縮できると判断した場合は、前述のピットロード出口閉鎖以降直ちにフォーメーションラップ開始1分前からのスタート手順を行う場合がある。その場合は、放送アナウンス等を通じ告知され、参加者は競技役員の誘導により、それに従わなければならない。

- a. スタート30秒前ボードの表示後、ダミーグリッドの前方で緑旗が振られ、全車両はグリッド位置順を保ち（追越禁止）つつ、一列でフォーメーションラップを開始する。
- b. フォーメーションラップはオフィシャルカーが全車両を誘導し全車両はこれに従って走行する。
- c. フォーメーションラップに発進することができないドライバーは手をあげてその旨を知らせるものとし、他の全車両がグリッドを離れた後、競技役員のみが当該車両をトラック上で押してエンジンを始動する事が出来る。なお始動できない場合は、ピットエリアに導かれ、正式スタート後、ピットスタートにより競技に参加するものとする。
- d. フォーメーションラップに出遅れた車両及びフォーメーションラップ走行中、不調のため正しい位置を保てなかった車両は最後尾スタートとなる。フォーメーションラップ中一旦後尾についた車両は、スタートまで一切の追越しを禁止される。
- e. フォーメーションラップ中にスタート練習や著しく隊列を乱してはならない。もし乱れた場合は反則スタートとして罰則が適用される。
- f. オフィシャルカーがピットレーンに退去した後も、ポールポジションの車両はそのまま同じ速度を保ちつつ全車両を誘導する。緑色ランプが点灯した瞬間をスタートとするが、全車両はスタートラインを各自通過するまで追い越しが禁止される。

■ 第18条 決勝終了

1. トップの車両がコントロールラインを通過するときコントロールライン前方のメインポストでチェッカーフラッグが表示され、決勝終了となる。
2. チェッカーフラッグの表示を受けた後の追い越しは禁止される。
3. 決勝が終了となった時点でピット出口は閉鎖される。
4. チェッカーフラッグを受けた全車はそのままコースを1周し、ピットロードへ進入する。その後はオフィシャルの指示に従うこと。
5. 正式結果が発表されるまで車両保管となる。

■ 第19条 順位の決定の必要条件

1. 順位判定は最終周回を完了したドライバーのみに対して行われる。
(チェッカー優先)
2. チェッカーは本コース上のコントロールラインでのみ受けたこととする。
3. 走行周回数の75% (6周) に達しない車両は順位の認定を受けられない。

■ 第20条 抗議

1. 抗議について
 - ・参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議する権利を有している。
 - ・抗議は文書(書式は自由、常識の範囲内で作成)によって行ない、抗議料として1件につき20,000円を添え、大会事務局に各抗議の制限時間内に提出されなければならない。
 - ・参加車両に対する抗議書は、抗議対象となる箇所、事項を明確に記載されていなければならない。抗議が受け付けられた場合、それに必要な車両の分解／組み立てに要した費用は、その抗議が否決された場合は抗議提出者、抗議が成立した場合には抗議対象者が支払うものとする。車両の分解／組み立てに要した費用は大会事務局が算定する。
 - ・役務についている競技役員は、たとえ抗議が提出されている場合であっても、それと関係なく自分の権限と義務を執行することができる。
2. 抗議の制限
 - ・車両またはドライバーの参加資格に対する抗議は、その車両の当該競技のスタート1時間前までとする。
 - ・車両検査に対する抗議は、決定直後に提出されなければならない。

- ・ 公式予選の結果およびスタート位置に対する抗議は、結果発表後30分以内に提出されなければならない。
- ・ 決勝中の規則違反または過失、不正に対する抗議は、決勝終了後30分以内に提出されなければならない。
- ・ 決勝結果への抗議は暫定結果発表後の30分以内に提出すること。

3. 抗議の裁定

- ・ 抗議の審査にあたり大会事務局は必要に応じ、関係当事者および競技役員を証人として召喚し、陳述を求めることができる。
- ・ 審査後ただちに裁定が下されない場合、その裁定の発表の日時と場所を明らかにして裁定発表を延期することができる。
- ・ 大会事務局の裁定結果は、関係当事者(代表責任者1名)のみに口頭をもって通知される。
- ・ 抗議の関係当事者は、大会事務局の裁定結果に服さねばならない。

■ 第21条 参加者の厳守事項

1. すべての参加者は大会中、大会役員の指示に従わなければならない。
2. すべての参加者は大会規則書および車両規則書を熟読して理解し、すべての規則を遵守する。他の参加者や一般の来場者の安全を脅かすような言動をしてはならず、スポーツマンシップに則って行動しなければならない。
3. 許された場所を除いて喫煙は厳禁とする。それ以外の場所での喫煙が発見された場合、ドライバー／メカニック／観戦者を問わず罰金もしくは他のペナルティを与える。なお参加者は自チーム関係者の行動についても責任を負わなければならない。その旨を十分に通達しておくこと。
4. すべての参加者はサーキットの内外を問わず、主催者や大会役員および大会参加者の名誉を傷つけるような言動の一切をしてはならない。特にインターネットでの誹謗中傷や大会の理念を傷つける行為は、参加拒否などの重大なペナルティを例外なく与えるので十分に注意すること。パドック内での乱暴な運転や前日の過度な飲酒、その他あらゆる部分においても、モータースポーツに愛する者として自覚を持って行動しなければならない。
5. 事故その他障害が発生した場合、主催者が加入する共済会の範囲及び応急処置以外の責任は負えない。各自が別途で傷害保険に加入することを推奨

する。負傷したドライバーは必ずメディカルセンター内で診断を受けること。診断記録がない場合、共済金がおりにない場合がある。

6. サーキットは指定された場所を除き禁煙とする。ピットなどでの喫煙があった場合はドライバー、スタッフを問わずペナルティとして罰金5000円を徴収する。ドライバーやチーム監督はスタッフおよび応援に来た者へ必ず喫煙場所について注意を徹底すること。

■ 第22条 賞典

1. 決勝賞典

各クラス1～3位 … トロフィー

※ただし参加台数によって表彰される順位は制限される。

1～3台／1位のみ 4～6台／2位まで 7台～／3位まで

■ 第23条 シリーズ賞

参加するすべてのドライバーが対象。合計により最高ポイント獲得者をそのチャンピオンとして認定する。ただし、モデル名と参加車両名が同一の場合に限りポイントが加算される。シリーズの優秀なドライバーに対し、その栄誉をたたえ各クラス1～3位に賞典が授与される。

● クラス別ポイント表

出走台数/順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10 位～
1～4 台	12	10	8	1	1	1	0	0	0	0
5～10 台	15	12	10	8	6	4	1	1	1	1
11 台以上	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

※ 予選でポールポジションを獲得したドライバーに2ポイントを与える。

(2グループ制レースの場合は各グループのポールポジションに1ポイントを与える)

※ 決勝でファステストラップを記録したドライバーに1ポイントを与える。

※ シリーズ全戦に出場するとボーナスとして10ポイントが加算される。ボーナスポイントは第4戦のエントリーが受理された時点で確定とする。

※ 同ポイントの場合の順位は上位得点の回数の多い者を優位とし、さらに同一の場合は最終戦の成績による。さらに同一の場合は主催者が決定する。

■ 第24条 シリーズ特別賞

1. チーム賞

ドライバー2名によりチームを編成し、それぞれの順位に応じてポイントを付与する。ポイントは第23条と同一でクラス違いの2台によるチームも可能で、上位チームにはシーズン終了後に賞典を授与する。なおチーム戦へのエントリーは任意であり強制ではない。

■ 第25条 規則の変更

大会規則・車両規則を含め、すべての規則は安全性や公平性を優先し変更される可能性がある。変更された規則の内容、および適用される時期は公式ウェブサイト (<http://www.mavericks.jp/>) で発表される。

※この規則は『東北660シリーズ』に適用されます。他の主催者による同じレギュレーションを用いたイベントに関しては、東北660シリーズの大会事務局および会場となるサーキットとも回答する立場にございません。他イベントに関するご意見やご要望は、それぞれの主催者様へ問い合わせ下さい。

ご質問は東北660選手権大会事務局 (info@mavericks.jp) までお気軽に！